

第5回から第7回までの主な議論

(10年に1度見直しを行うことを原則としているのは、)小選挙区制度をとっているという現在の選挙制度そのものを安定的に運用していかなければいけない、その基礎たる選挙区を頻繁に変えるのは適当でないということの意味しているのではないか。

平成7年は2.309倍の較差について「人口の著しい不均衡」にあたらないうだろうと考えていたが、その後の事情で前回の意見を修正しなければならないかどうか、基本的には前回の考え方でいいのではないか。

市町村の境界を無視して、人口均等に区割りを行っていったとしても、1.9倍近くの較差になり、現実には2倍以内に収めることは難しい。2倍を超えることについて、どこまで許容されるかということだと思うが、平成17年国調に基づく2.203倍は、これまでの判例の中には収まっている。

(平成7年国調に基づく審議においては、2.5倍が目安になるのではないかと議論もされていたが、最終的には具体的な数値を示していない。)設置法上も2倍以上とならないことを基本とするとしか書いていないので、2.5倍などといった数値を出すのは、問題ではないか。

最高裁の判例も2.47倍等の数値が当然いいという前提ではない。できるだけ2に近づけるのが当たり前の話で、どこまでその偏差が許されるかというときに、今の偏差に合理性がないとまでは言えないと言っているだけ。大体グレーゾーンの中で議論がされている。ある程度の基準を超えた場合違憲ということはあるのではないか。

「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情」にあたるかどうかは、最大較差がどの程度かというのも非常に重要だが、最小選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数についても併せて見ていく必要があるのではないか。

都道府県や市町村という行政区画を前提に区割りを行っているのだから、ある程度の較差はやむを得ない。

人口面については、平成7年国調に基づく審議において、多角的に検討し結論が出されている。平成15年総選挙の選挙無効訴訟が最高裁の大法廷に回付されたという経緯はあるが、結論は出なかった。現状においては、いままでの判例等をもとに考えていくしかなく、そうした場合、平成7年国調に基づく審議における考え方を踏襲することとしていいのではないか。

平成7年国調と比較しても、最大格差や2倍超選挙区の数は下回っており、今回改定しなければならない理由は見いだすことはできない。

制度が適正に運用されている限り、中間時点での勧告を見送ったとしても違憲状態は生じないであろうという想定の下に法制度はできているのではないか。最近の人口異動の状況をベースに将来の人口推計をした場合、急激な変動というの

は起こらないということが見通せると思うが、それにより、法制度が予想しているとおりに、通常は急激な人口の変動は生じないということが確認できるのではないか。

仮に、現在最大格差が2.4倍超であって、人口異動が非常に激しいような場合、2年後、3年後に3倍近くになってしまうという事態が想定されれば、見直しを行うことも想定できるのではないか。

市町村合併について、数字だけをみると非常に大きな動きであるが、現時点ではまだ流動的であり、収束しているわけではない。今後さらに合併するかもしれないという状況があるということも、注意しなければならない点であり、それらも含め総合的に検討する必要がある。

何度か選挙をしたのに依然として選挙区が従来のままだということに対する違和感というものも考慮すべき要素。

市町村合併が進み、市町村が大規模化していけば、分割市町が増えるというのは物の道理。将来的に、市町村を分割するにあたって旧市町村境界を基準として分割する場面もあるのではないか。

区割りにあたって、行政区画を尊重することについては、ゲリマンダリングを防止する目的のほか、行政区画における一体的な感情を選挙に反映させるという意味合いも考えられるのではないか。そういう意味で言えば、現状においては合併市町村の一体感というのが熟されていく過程にあり、22年国調に基づき見直しの勧告が必ず行われるということをお案すれば、今直ちに、見直しが必要というような状況ではないのではないか。

市町村議会や都道府県議会において合併特例が適用されているということは、関係自治体としても市町村合併に障害が生じないようにすることを重視しており、一体性の確保という点については、まだそれほど喫緊のものとして考えていないのではないか。また、衆議院の選挙区と地方議会の選挙の整合性というものはある程度公職選挙法でも考えられていると思うが、現状において、衆議院の選挙区の方を直ちに直視しなければならないという強い要請というのは、判断しにくいのではないか。

平成の大合併で相当程度の合併が進み外形的には市町村の区域と選挙区の区域との整合性がとれていないところが相当出てきている。ただ、法体系全体を考えた場合、設置法は10年に1度の見直しが大原則であり、選挙区は市町村合併によって変更されないこととされている。また、合併後日が浅いとか各団体の合併特例の適用等といった実体面も含め総合的に勘案した場合、まだ実情にそぐわないという域には達していないのではないか。

以上のような議論のあと、審議会としての考え方のまとめとして、別添の「平成17年国勢調査速報値の公表に伴う選挙区の見直しに係る審議結果について」を作成した。